

ご存じですか？土砂災害防止法 (管理調整課)

「土砂災害防止法」とは

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので平成13年4月に施行されました。



基礎調査の実施

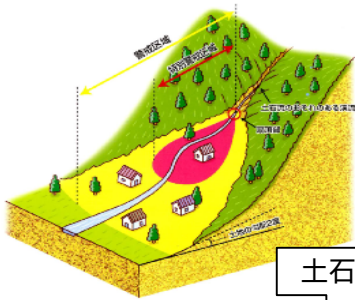
滋賀県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します

滋賀県知事は、市町長の意見を聞いた上で区域を指定します。

土砂災害警戒区域の指定
土砂災害のおそれがある区域

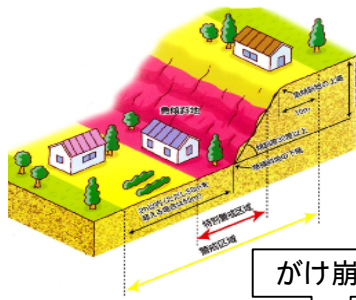
土砂災害特別警戒区域
建物が壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域

こんな場所が区域指定の対象となります！



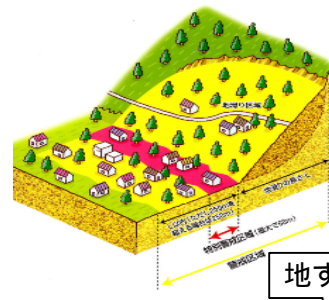
土石流

山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れ下る現象



がけ崩れ

雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象

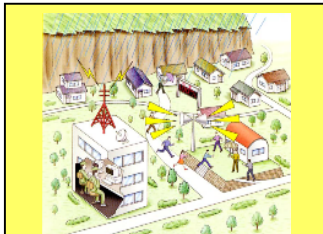


地すべり

雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象

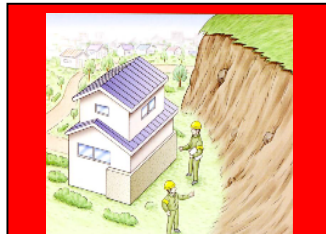
『土砂災害防止法』で区域に指定されると・・・

警戒区域では・・・

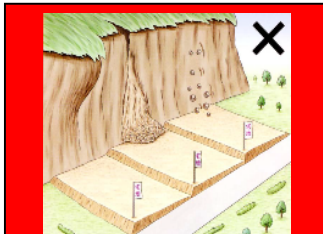


警戒避難体制の整備
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます
[市町]

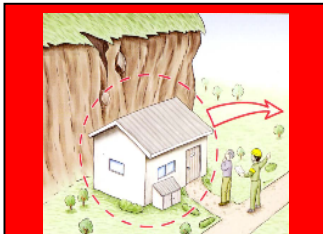
特別警戒区域ではさらに・・・



建築物の構造規制
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全かどうか建築確認がされます



特定の開発行為に対する許可制
住宅地分譲や災害弱者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものによって許可されます
[滋賀県]



建築物の移転
著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告が図られ、勧告による移転者への融資など支援措置があります
[滋賀県]

滋賀県では、基礎調査や土砂災害警戒区域等の指定をすすめるため、各自治会で説明会を開催しています。みなさまのご理解、ご協力をおねがいします。

